

医師が記入した「意見書」が必要な感染症一覧

| 該当疾患に○ | 病名                            | 登園のめやす<br>※以下の基準に基づき、主治医が判断する。                            |
|--------|-------------------------------|---|
|        | ①麻しん(はしか)                     | 解熱後3日を経過してから  |
|        | ②インフルエンザ                      | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから                              |
|        | ③風しん                          | 発疹が消失してから   |
|        | ④水痘(水ぼうそう)                    | 全ての発疹が痂皮化してから   |
|        | ⑤流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)              | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となってから                |
|        | ⑥結核                           | 医師により感染の恐れがないと認められてから                                     |
|        | ⑦咽頭結膜熱(プール熱)                  | 主要症状が消退した後2日を経過してから                                       |
|        | ⑧流行性角結膜炎                      | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから                                 |
|        | ⑨百日咳                          | 特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから                   |
|        | ⑩腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など) | 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから |
|        | ⑪急性出血性結膜炎                     | 医師が感染の恐れがないと認めてから   |
|        | ⑫髄膜炎菌性髄膜炎                     | 医師が感染の恐れがないと認めてから   |

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

意見書

園長/ルーム長殿

クラス 園児氏名

上記疾患にて療養中でしたが、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_ (印)

《登園後の注意事項》

※かかりつけ医の皆様へ

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもたちが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出して下さい。

社会福祉法人 さわらび福祉会